

令和4年10月

お客様 各位

十勝信用組合

電子交換所の設立に伴う手形・小切手の取扱変更について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、全国銀行協会では、令和4年11月に電子交換所を設立し、これまで全国各地の手形交換所で行っていた金融機関間の手形・小切手の交換方法を電子化します。

現在は、人手を介して搬送していた手形・小切手ですが、「電子交換所」によって金融機関間の手形・小切手の交換業務をイメージデータの送受信で完結することが可能になります。

電子交換所の運用開始に伴い、手形・小切手のお支払い可能日時及び代金取立手数料につきまして、下記のとおり変更いたしますのでお知らせいたします。

何卒ご理解おいただき、今後とも一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 郵送による個別取立

電子交換所設立後は、すべての手形・小切手が電子交換所での取扱となりますことから、電子交換所参加金融機関（当組合も含みます）が支払金融機関となる令和4年11月3日以降を支払期日とする手形ならびに小切手については、原則、郵送による個別取立は廃止させていただきます。

尚電子交換所不参加金融機関への取立の場合は、郵送による個別取立によりお取扱いいたします。

2. 自店扱いの手形・小切手

支払場所が自店の手形・小切手については、現行同様、即日お払戻しいたします。

（当組合本支店扱いの手形・小切手で支払場所も当組合本支店の手形・小切手については、現行同様のお取扱いとなります。詳しくは、取引店にお問い合わせください）

3. 手形・小切手のお払戻し可能時間

手形：11月3日（木）（祝日）支払期日分より

小切手：11月2日（水）入金分より

電子交換	
手形	支払期日（注1）の翌営業日14時以降
小切手	入金日の翌々営業日14時以降（注2）

（注1）手形支払期日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、翌営業日を支払期日とします。

（注2）幕別支店・上土幌支店につきましては、更に1日後となります。

4. 代金取立手数料の改定

令和4年11月4日受付分より、代金取立手数料を下記のとおり改定させていただきます。
尚、小切手の口座入金に限り、代金取立手数料を無料とします。

変更後手数料（消費税込み）

区 分				当組合宛	他行宛
代金取立	電子交換所による取立	小切手	1通	無 料	
		手形	1通	660円	
	個別取立（注1）	小切手・手形等	1通	1,100円	

（注1）電子交換所不参加金融機関への取立の場合や、電子交換できない証券類につきましては、郵送による個別取立とします。

「電子交換所」 設立のご案内について

全国銀行協会は、これまで全国各地で金融機関間の手形交換を行ってきた手形交換所の電子化を行います。これに伴い、電子データで手形の交換を行う電子交換所を2022年11月に設立いたします。

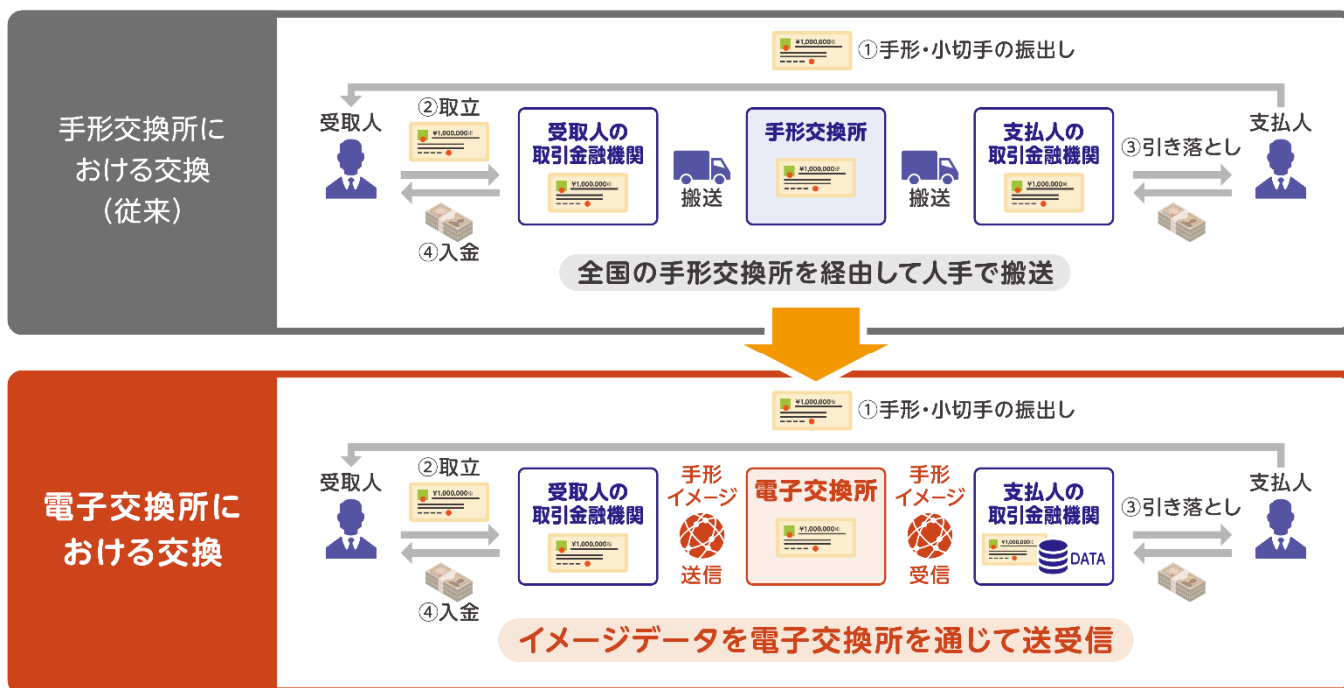
なお、手形・小切手の発行や取立依頼にかかるお手続きについては、変更はありません。

また、現在ご利用されている手形・小切手用紙につきましても、引き続きご利用いただくことが可能です。

1. 電子交換所について

今までは人手を介して現物を搬送していた手形・小切手は、電子交換所の設立により、金融機関間のイメージデータの送受信により行われるようになります。

なお、電子交換所の設立に伴い、全国各地に設立されていた手形交換所は廃止となり、原則として全ての手形・小切手が電子交換所を通じて、交換されることとなります。



(一般社団法人全国銀行協会作成『「電子交換所」設立のご案内』より抜粋)

2. 電子交換所設立に伴う変更点

(1) 手形・小切手の保管期限

手形・小切手の現物は、お支払い後、受取人の取引金融機関（取立金融機関）で3か月間保管されます。

偽造・変造が疑われる場合などは、速やかにご連絡ください。

(2) 当座勘定規定の変更

当信用組合では、電子交換所の設立に伴い、当座勘定規定の変更を致しました。

詳細につきましては、お取引店へお問い合わせください。

3. 手形・小切手への記入時の注意点

電子交換所では、スキャナ等から手形・小切手の券面の情報を読み取り、電子データに変換して金融機関間で送受信を行います。券面の情報を正しく読み取るため、以下の事項にご注意のうえ、記入を行ってください。

(1) 手形券面へのメモ書き禁止

手形券面の余白等にメモ書きは行わないでください。

(2) 金額欄への捺印禁止

手形券面の金額欄、信用組合名に重なるように捺印を行わないでください。

(3) 金額の記入方法

- ① アラビア数字（算用数字、1、2、3…）でご記入の場合
 - ・必ずチェックライターを利用してください。
 - ・金額の頭部「¥」、その終わりに「※」、「★」等の終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。
 - ・チェックライターのインクが薄い場合、金額が読み取れないことがあります。濃い文字で印字されるようにインクをご確認ください。
- ② 漢数字でご記入の場合
 - ・文字の間をつめ、下表の漢数字のみを使用してください。

	1			2			3		4			5		6		7			
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質
	8			9			10		100			1,000		10,000					
漢数字	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬					

- ・崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
- ・金額の頭には「金」を、その終わりには「円」、または「円也」を記入してください。

(4) 記載事項の訂正

- ・金額を誤記した場合は、訂正を行わず新しい手形・小切手用紙を使用してください。
- ・金額以外の記載事項を訂正する場合は、訂正箇所にお届け印を捺印してください。ただし、捺印が金額欄、信用組合名に重ならないようにしてください。



十勝信用組合